

改正後	改正前
<p>（警察署長の交通規制等）</p> <p>第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制（法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。）で、その適用期間が一月を超えないものとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 法第四十五条の二第一項の道路標識等</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮する必要がある者）</p> <p>第十四条の五 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める者は、妊娠中又は出産後八週間以内の者とする。</p> <p>（路側帯が設けられている場所における停車及び駐車）</p> <p>第十四条の六</p> <p>1・2（略）</p> <p>（パーキング・メーターの作動等の方法）</p> <p>第十四条の七 法第四十九条の三第四項の規定により車両の運転者がパーキング・メーターを作動させるときは、当該パーキング・メーターに表示されている方法によりこれを作動させなければならない。</p> <p>2 法第四十九条の三第四項の規定により車両の運転者がパーキング・</p>	<p>（警察署長の交通規制等）</p> <p>第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制（法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。）で、その適用期間が一月を超えないものとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（路側帯が設けられている場所における停車及び駐車）</p> <p>第十四条の五</p> <p>1・2（略）</p> <p>（パーキング・メーターの作動等の方法）</p> <p>第十四条の六 法第四十九条の二第四項の規定により車両の運転者がパーキング・メーターを作動させるときは、当該パーキング・メーターに表示されている方法によりこれを作動させなければならない。</p> <p>2 法第四十九条の二第四項の規定により車両の運転者がパーキング・</p>

チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けてこれを掲示するときは、当該パーキング・チケット発給設備に表示されている方法によりパーキング・チケットの発給を受けて、これを、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより掲示しなければならない。

一・二（略）

（車両を返還する場合の手続）

第十四条の八（略）

（保管した車両に関する規定の準用）

第十七条 第十四条の八から第十六条の四までの規定は、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物について準用する。この場合において、第十四条の八中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第十五条第一号中「車両」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、同条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載されていた車両」と、第十六条第二号中「保管車両一覧簿」とあるのは「保管積載物一覧簿」と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない積載物、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある積載物その他競争入札に付することが適当でないと認められる積載物」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替えるものとする。

（損壊物等の保管の手続等）

第二十六条の四の三 第十四条の八から第十六条の五までの規定は、法

チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けてこれを掲示するときは、当該パーキング・チケット発給設備に表示されている方法によりパーキング・チケットの発給を受けて、これを、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより掲示しなければならない。

一・二（略）

（車両を返還する場合の手続）

第十四条の七（略）

（保管した車両に関する規定の準用）

第十七条 第十四条の七から第十六条の四までの規定は、法第五十一条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第十五条第一号中「車両」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、同条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載されていた車両」と、第十六条第二号中「保管車両一覧簿」とあるのは「保管積載物一覧簿」と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない積載物、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある積載物その他競争入札に付することが適当でないと認められる積載物」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替えるものとする。

（損壊物等の保管の手続等）

第二十六条の四の三 第十四条の七から第十六条の五までの規定は、法

第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の八中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合にあってはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合にあってはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合にあってはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認められる場所及び日時（その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時）」と、第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管損壊物等一覽簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある損壊物等その他競争入札に付することが適当でない」と認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量（損壊物等が車両である場合にあっては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号）」並びに損壊の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十一項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において準用する法第五十一条第二十一項」と読み替えるものとす

第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合にあってはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合にあってはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合にあってはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認められる場所及び日時（その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時）」と、第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覽簿」とあるのは「保管損壊物等一覽簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある損壊物等その他競争入札に付することが適当でない」と認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量（損壊物等が車両である場合にあっては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号）」並びに損壊の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十一項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において準用する法第五十一条第二十一項」と読み替えるものとす

る。

(高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等)
 第二十七条の五 第十四条の八から第十七条までの規定は、法第七十五条の八第二項において準用する法第五十一条第六項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定により保管した車両(積載物を含む。)について準用する。

(権限の委任)

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の五、第五十七条第二項、第六十条、第七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第一百三十三条第三項(第一百四条の二の三第三項及び第六項並びに第一百七条の五第九項において準用する場合を含む。)、第一百四条第一項、第一百七条の五第四項、第百八条の三十一第一項及び第百十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務

二 四 (略)

2 (略)

別表第一(第十七条の三関係)

放置車両の態様の区分		放置車両の種類	放置違反金の額
一 法第四十四条又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの(法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについて)は高齢運転者等専用場所(法第四十五		大型車	二万七千円
		普通車	二万円
		二輪車又は原	一万二

る。

(高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等)
 第二十七条の五 第十四条の七から第十七条までの規定は、法第七十五条の八第二項において準用する法第五十一条第六項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定により保管した車両(積載物を含む。)について準用する。

(権限の委任)

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第四十五条第一項ただし書、第四十九条の二第五項、第五十七条第二項、第六十条、第七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十七条第一項第四号、第一百三十三条第三項(第一百四条の二の三第三項及び第六項並びに第一百七条の五第九項において準用する場合を含む。)、第一百四条第一項、第一百七条の五第四項、第百八条の三十一第一項及び第百十四条の三の規定による公安委員会の定めに関する事務

二 四 (略)

2 (略)

別表第一(第十七条の三関係)

放置車両の態様の区分		放置車両の種類	放置違反金の額
一 法第四十四条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの(法第四十九条の二第三項の規定に違反して駐車しているものにつ		大型車	二万五千円
		普通車	一万八千円

<p>条の二第一項の道路標識等により同項の高 齢運転者等標章自動車が停車又は駐車をす ることができることとされている道路の部 分をいう。以下同じ。）において駐車して いるもの限り、法第四十九条の四の規定 に違反して駐車しているものについては法 定駐停車禁止場所（法第四十四条各号に掲 げる道路の部分）をいう。以下同じ。）にあ る指定駐車場所（法第四十九条の三第三項 の道路標識等により指定されている道路の 部分）をいう。以下同じ。）において駐車し ているものに限る。）</p>	<p>付車 千円</p>
<p>二 法第四十四条、第四十九条の三第三項、 第四十九条の四又は第七十五条の八第一項 の規定に違反して駐車しているもの（法第 四十四条の規定に違反して駐車しているも のについては一の項に規定するものを除き 、法第四十九条の三第三項又は第四十九条 の四の規定に違反して駐車しているものに ついては法定駐停車禁止場所（指定駐車場 所を除く。）において駐車しているものに 限る。）</p>	<p>大型車 二万五 千円 普通車 一万八 千円 二輪車又は原 付車 一万円</p>
<p>三 法第四十五条第一項又は第四十九条の四 の規定に違反して駐車しているもの（法第 四十五条第一項の規定に違反して駐車して いるものについては高齢運転者等専用場所 において駐車しているもの限り、法第四 十九条の四の規定に違反して駐車している ものについては指定駐車場所（法定駐停車 禁止場所にあるものを除く。）において駐</p>	<p>大型車 二万三 千円 普通車 一万七 千円 二輪車又は原 付車 一万千 円</p>

<p>いては、同項の道路標識等により指定され ている道路の部分以外の法第四十四条各号 に掲げる道路の部分において駐車している ものに限る。）</p>	<p>二輪車又は原 付車 一万円</p>
--	------------------------------

<p>四 法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの（法第四十五条第一項の規定に違反して駐車しているものについては三の項に規定するものを除き、法第四十九条の三第三項の規定に違反して駐車しているものについては二の項に規定するものを除き、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては一の項から三の項までに規定するものを除く。）</p>	大型車	二万千円
	普通車 二輪車又は原付車	一万五千円 九千円
<p>五 法第四十九条の三第二項若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車しているもの又は法第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、法第四十九条の三第四項の規定に違反しているもの</p>	大型車	一万二千円
	普通車 二輪車又は原付車	一万円 六千円

備考 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一(三) (略)

備考

一 (略)

<p>二 法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条の二第三項の規定に違反して駐車しているもの（同項の規定に違反して駐車しているものについては、前号に規定するものを除く。）</p>	大型車	二万千円
	普通車 二輪車又は原付車	一万五千円 九千円
<p>三 法第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は法第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、法第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの</p>	大型車	一万二千円
	普通車 二輪車又は原付車	一万円 六千円

備考 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一(三) (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 18 (略)

19 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条、第四十九条の第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第三項の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所(指定駐車場所を除く。)における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。)のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置行為」という。)に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものという。

20 42 (略)

43 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。

44 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 18 (略)

19 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条、第四十九条の第二項又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第二項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。)のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときのものをいう。

20 42 (略)

43 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条、第四十九条の第二項又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の第二項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。)のうち、19に規定する行為以外のものをいう。

44 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条の第二項の規定の違反となるような行為(同項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち19に規定するものを除く。)のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又は当該行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときのものをいう。

45
79 (略)

80 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、44に規定する行為以外のものをいう。

81
126 (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類	車両等の種類	反則金の額	
		(略)	(略)
五 放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等))	大型車又は重被牽引車	千円	二万七千円
	普通車	千円	二万円
	二輪車又は原付車	千円	一万二千円
六 (略)	(略)	(略)	(略)
七 放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))	大型車又は重被牽引車	千円	二万五千円
	普通車	千円	一万八千円
	二輪車又は原付車	千円	一万円
八 放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等))	大型車又は重被牽引車	千円	二万三千円
	被牽引車	千円	一万七千円
	普通車	千円	一万七千円

45
79 (略)

80 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち19及び43に規定するものを除く。)のうち、44に規定する行為以外のものをいう。

81
126 (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類	車両等の種類	反則金の額	
		(略)	(略)
五 (略)	(略)	(略)	(略)
六 放置駐車違反(駐停車禁止場所等)	大型車又は重被牽引車	千円	二万五千円
	普通車	千円	一万八千円
	二輪車又は原付車	千円	一万円

九 放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））	二輪車又は原付車	一万千円
	大型車又は重被牽引車	二万千円
	普通車	一万五千円
	二輪車又は原付車	九千円
十（略）	付車	（略）
	大型車	一万七千円
	普通車	一万四千円
	二輪車又は原付車	九千円
十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））	付車	（略）
	大型車	一万五千円
	普通車	一万二千円
	二輪車又は原付車	七千円
十二（略）	付車	（略）
	大型車	一万四千円
	普通車	一万一千円
	二輪車又は原付車	七千円
十三 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））	付車	（略）
	大型車	一万二千円
	普通車	九千円
	二輪車又は原付車	七千円
十四 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））	付車	（略）
	大型車	一万四千円
	普通車	一万一千円
	二輪車又は原付車	八千円
十五 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））	付車	（略）
	大型車又は重被牽引車	一万二千円
	普通車	九千円
	二輪車又は原付車	七千円

七 放置駐車違反（駐車禁止場所等）	二輪車又は原付車	一万千円
	大型車又は重被牽引車	二万千円
	普通車	一万五千円
	二輪車又は原付車	九千円
八（略）	付車	（略）
	大型車	一万七千円
	普通車	一万四千円
	二輪車又は原付車	九千円
九（略）	付車	（略）
	大型車	一万五千円
	普通車	一万二千円
	二輪車又は原付車	七千円
十 駐停車違反（駐停車禁止場所等）	付車	（略）
	大型車	一万四千円
	普通車	一万一千円
	二輪車又は原付車	七千円
十一 駐停車違反（駐車禁止場所等）	付車	（略）
	大型車又は重被牽引車	一万二千円
	普通車	九千円
	二輪車又は原付車	七千円

十六～二十	普通車	一万円
	二輪車又は原付車	六千円
(略)	(略)	(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～4 (略)

5 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等))」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為(法第四十四条の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。)のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのことをいう。

6 (略)

7 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等))」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為(法第四十五条第一項の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については指定駐車場所(法定駐停車禁止場所にあるものを除く。)における行為に限る。13において同じ。)のうち、その行為が

十二～十六	普通車	一万円
	二輪車又は原付車	六千円
(略)	(略)	(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～4 (略)

5 (略)

放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

11 (略)

12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

14 「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の80に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15・16 (略)

17 「信号無視（点滅）」とは、法第七条の規定に違反する行為（16に規定する行為を除く。）をいう。

18・22 (略)

三 (略)

6 (略)

7・8 (略)

9 「信号無視（点滅）」とは、法第七条の規定に違反する行為（8に規定する行為を除く。）をいう。

10・14 (略)

三 (略)